

(平成26年5月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
厚生年金関係	14 件

中国（広島）厚生年金 事案 3086

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月20日から同年12月1日まで
昭和38年6月から40年8月までの間、A社及び同社のグループ会社に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社及び同社のグループ会社に継続して勤務し（昭和38年11月20日にB社からA社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保管している申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和38年12月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 3087

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月20日から同年12月1日まで
昭和38年6月から42年1月末までの間、A社及び同社のグループ会社に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社及び同社のグループ会社に継続して勤務し（昭和38年11月20日にB社からA社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（広島）厚生年金 事案 3088

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月20日から同年12月1日まで
昭和38年6月から39年1月までの間、A社及び同社のグループ会社に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社及び同社のグループ会社に継続して勤務し（昭和38年11月20日にB社からA社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（山口）厚生年金 事案 3089

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月20日から同年12月1日まで
昭和38年6月から42年8月までの間、A社及び同社のグループ会社に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社及び同社のグループ会社に継続して勤務し（昭和38年11月20日にB社からA社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（広島）厚生年金 事案 3090

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月20日から同年12月1日まで
昭和38年6月から39年3月までの間、A社及び同社のグループ会社に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社及び同社のグループ会社に継続して勤務し（昭和38年11月20日にB社からA社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（広島）厚生年金 事案 3091

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月20日から同年12月1日まで

昭和37年10月から39年3月までの間、A社及び同社のグループ会社に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社及び同社のグループ会社に継続して勤務し（昭和38年11月20日にB社からA社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保管している申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和38年12月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成8年12月1日から9年3月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月1日から8年10月1日まで
② 平成8年12月1日から11年8月1日まで

A社に勤務していたときの給与額は、入社時から退社時までの全期間において30万6,500円であったにもかかわらず、申立期間①の標準報酬月額は9万2,000円、申立期間②の標準報酬月額は20万円と記録されているので、これらの期間の標準報酬月額の記録を30万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたものが、平成8年12月20日付けで9万2,000円に減額する処理が行われている。

また、上記遡及訂正処理を行った日にA社に在籍していた申立人を除く厚生年金保険被保険者5人のうち3人についても、申立人と同様に標準報酬月額が遡及して減額処理されていることが確認できる。

さらに、A社の滞納処分票の事蹟（じせき）から、同社は当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成8年12月20日付けで行われた遡及減額処理は事実即ししたものとは考え難く、申立人の標準報酬月額について7年10月に遡って減額処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立期間①における申立人の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、30万円に訂正することが必要であると認められる。

- 2 申立期間②について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成8年12月から9年2月までの期間における申立人の標準報酬月額については、申立人が所持している給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡している上、事業主の妻（取締役）は、分からないと回答しており、ほかに保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成9年3月から11年4月までの期間については、申立人が所持する当該期間に係る給与支給明細書から確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうち低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間②のうち、平成11年5月から同年7月までの期間については、滞納処分票の事蹟からA社の厚生年金保険料の滞納の事実は確認できるが、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額については、8年12月の随時改定は9年1月10日、同年10月の定時決定は同年8月8日、10年10月の定時決定は同年8月13日に処理されており、これらの処理は、申立期間①に係る遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当た

らず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見られない。

さらに、当該期間について、申立人は厚生年金保険料控除額等を確認できる給与支給明細書を所持しておらず、上述のとおり事業主は既に死亡している上、事業主の妻（取締役）は、分からないと回答しており、ほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②のうち、平成11年5月から同年7月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3093

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月1日から47年1月1日まで
昭和46年8月1日に、B社（現在は、C社）からA社に転籍した。しかし、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の元代表取締役から提出された申立期間における在籍等が確認できる書面及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、上述の書面において、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していたと回答している上、申立人と同様に申立期間の被保険者記録が欠落している同僚が所持する給料明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録から、A社は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、複数の同僚の供述から、同社には、申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることか

ら、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めている上、申立期間においてA社は、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 3094

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は60万円、同年12月12日は78万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月12日

申立期間①及び②に支給された賞与において、厚生年金保険料が控除されていることを記した賞与明細書を所持しているが、年金事務所の記録には当該賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「2003年夏季賞与明細書」（平成15年夏季分）及び「2003年冬季賞与明細書」（平成15年冬季分）等から判断すると、申立人に対する平成15年夏季の賞与は60万円、同年冬季の賞与は78万4,000円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②については、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から当該冬季賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致している金額が申立人の銀行口座に振り込まれていることが確認できることから、15年12月の賞与については、当時、未払金となっていたことが確認できる。

また、当時の事業主は、「平成16年8月*日に強制破産され、社会保険に係る関連資料は破産管財人が管理した。」と供述している上、申立人は、平成15年12月の冬季賞与は事業所が倒産した後弁護士から支払われたとしており、

オンライン記録からA社に係る冬季の賞与支給日は12月の第2金曜日（平成14年12月13日、9年12月12日、8年12月13日）であることなどから総合的に判断すると、申立てに係る冬季の賞与は申立期間（平成15年12月12日）に支給されるものであったことが推認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書から確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年8月20日は60万円、同年12月12日は78万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（広島）厚生年金 事案 3095

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月10日は19万6,000円、20年8月10日は15万7,000円、同年12月10日は24万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 平成19年12月10日
② 平成20年8月10日
③ 平成20年12月10日

私は、平成19年4月から21年8月までA社に勤務し、19年12月、20年8月及び同年12月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間①から③まで（以下「申立期間」という。）に係る賞与明細書により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年12月10日は19万6,000円、20年8月10日は15万7,000円、同年12月10日

は24万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 3096

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日は2万円、同年12月3日は6万円、16年7月26日は10万円、同年12月7日は10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月7日

私がA社に勤務していた時に支給された平成15年7月、同年12月、16年7月及び同年12月の賞与に係る記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の取引銀行から提出された申立人に係る預金元帳の写しには、申立期間①から④まで（以下「申立期間」という。）において、申立人に「給与」の表記で振り込まれた金額が確認できるところ、A社で申立人と同じ正社員であったとする複数の同僚から提出された平成15年及び16年に支給された賞与支払明細書により、これらの同僚は、申立人への振込日と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できることから判断すると、当該「給与」の表記による振込額は賞与であったことがうかがえることから、申立人は、申立期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記預金元帳の写し

に記載されている振込額から推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年7月23日は2万円、同年12月3日は6万円、16年7月26日は10万円、同年12月7日は10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主、経理及び社会保険事務を担当していたとする者は、申立人の申立期間に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 3097

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月24日は19万6,000円、同年12月12日は22万2,000円、16年7月6日は19万2,000円、同年12月7日及び17年7月12日は19万9,000円、同年12月8日は19万8,000円、18年7月19日は19万円、同年12月14日は20万7,000円、19年7月11日は20万6,000円、同年12月11日は16万円、20年7月8日は19万3,000円、同年12月17日は21万8,000円、21年7月8日は22万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 平成15年6月24日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月6日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月12日
⑥ 平成17年12月8日
⑦ 平成18年7月19日
⑧ 平成18年12月14日
⑨ 平成19年7月11日
⑩ 平成19年12月11日
⑪ 平成20年7月8日
⑫ 平成20年12月17日
⑬ 平成21年7月8日

私がA社に勤務していた時に支給された申立期間①から⑬までの賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間①から⑤までの期間及び申立期間⑦から⑬までの期間に係る賞与明細書、A社から提出された申立期間⑦から⑬までに係る賃金台帳並びに申立人の取引銀行から提出された申立期間①から⑬まで（以下「申立期間」という。）に係る申立人名義の預金取引明細表により、申立人は、申立期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の諸資料において確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年6月24日は19万6,000円、同年12月12日は22万2,000円、16年7月6日は19万2,000円、同年12月7日及び17年7月12日は19万9,000円、同年12月8日は19万8,000円、18年7月19日は19万円、同年12月14日は20万7,000円、19年7月11日は20万6,000円、同年12月11日は16万円、20年7月8日は19万3,000円、同年12月17日は21万8,000円、21年7月8日は22万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 3098

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月24日は49万2,000円、同年12月12日は51万8,000円、16年7月6日は44万7,000円、同年12月7日は45万3,000円、17年7月12日は47万6,000円、同年12月8日は52万3,000円、18年7月19日は50万7,000円、同年12月14日は52万7,000円、19年7月11日は51万2,000円、同年12月11日は49万7,000円、20年7月8日は58万円、同年12月17日は59万3,000円、21年7月8日は60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月24日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月6日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月12日
⑥ 平成17年12月8日
⑦ 平成18年7月19日
⑧ 平成18年12月14日
⑨ 平成19年7月11日
⑩ 平成19年12月11日
⑪ 平成20年7月8日
⑫ 平成20年12月17日
⑬ 平成21年7月8日

私がA社に勤務していた時に支給された申立期間①から⑬までの賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間①から⑬まで（以下「申立期間」という。）に係る賞与明細書、A社から提出された申立期間⑦から⑬までに係る賃金台帳及び申立人の取引銀行から提出された申立期間に係る申立人名義の預金取引明細表により、申立人は、申立期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の諸資料において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年6月24日は49万2,000円、同年12月12日は51万8,000円、16年7月6日は44万7,000円、同年12月7日は45万3,000円、17年7月12日は47万6,000円、同年12月8日は52万3,000円、18年7月19日は50万7,000円、同年12月14日は52万7,000円、19年7月11日は51万2,000円、同年12月11日は49万7,000円、20年7月8日は58万円、同年12月17日は59万3,000円、21年7月8日は60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 3099

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を25万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月28日

私は、A社に勤務しているが、平成21年12月28日に支給された賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成21年分源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、25万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は年金事務所）に提出しておらず、保険料を納付していなかったことを認めていることから、年金事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。